

平成24年8月10日

文京区長 成澤廣修様

日暮里富士見坂を守る会 代表/金子 誠
荒川区西日暮里3-2-5

██████████ マンションの着工延期と
景観事前協議の再実施に関する緊急要請

千駄木三丁目 ██████████において、建設が計画されている ██████████ マンションが、日暮里富士見坂からの富士山の眺望に著しい影響を及ぼすことが危惧されています。

日暮里富士見坂からの眺望の阻害については、2000年、本郷通りのマンションが着工以後であったため、計画の変更ができず、富士山の左側稜線の眺望が失われるという問題が発生しました。この時文京区長は、荒川区議会議長からの要望書に対し、「日暮里富士見坂からの眺望保全につきましては、貴区における取り組みなどに可能な限りご協力してまいり所存でございます」と回答しています。また、今後同様の事態が生じることを避けるために、日暮里富士見坂から富士山を望む眺望線（ビスマルク）上の、本郷通りまでの高層ビルの建築が可能な地区の一覧表を、貴区担当部署と共有し、事前協議、確認申請時の説明、資料の配布など、事前の努力を行なうことが約束されました。

なお、昨年12月2日には、景観行政団体となった荒川区などの呼びかけに応え、眺望に関連する荒川区・文京区・新宿区・台東区・豊島区・北区の6区による第1回の景観連絡会が開催され、本年7月2日には第2回会合が開かれているのは、ご承知のことと存じます。

昨年判明した、新宿区の（仮称）大久保三丁目西地区開発計画が日暮里富士見坂の眺望を阻害する可能性が高いことに対しては、国内外の反響も大きく、イコモス（国際記念物遺跡会議、International Council on Monuments and Sites；ICOMOS）が総会決議を採択し、本年5月、日暮里富士見坂からの富士山の眺望保全のためのガイドライン作りにイコモス及び日本イコモスが協力を惜しまない旨の書簡を貴職に対しても発送したことが、イコモスのウェブサイトで公表されております。

また、この開発計画の件に関しましては、本年 7 月、本会より貴職宛に要請書を提出したところであります。

こうした経緯があるにもかかわらず、貴区からは、ビスタライン上の重要な位置にあり、富士見坂からの眺望を阻害する可能性の高い [REDACTED] マンション建設計画について、荒川区をはじめとした景観連絡会参加各区、およびこれまで要望書を提出してきた本会に対し、何の通知も説明も行われておりません。

ちなみに、新宿区では、問題の発生以後、(仮称) 四谷駅前市街地再開発事業について、「富士山を望む視点場の確認」として、日暮里富士見坂「からの富士山の眺望に対して、当地区的建物は視界に入らない」、早稲田大学早稲田キャンパス D 棟（仮称）建築計画について、「日暮里富士見坂からの眺望」「に影響のないことは確認済みである」等と十分に注意を払っており、景観まちづくり審議会でも、新規建物が日暮里富士見坂からの眺望の阻害要因にならないかということが、たびたび議事になっていきます。

昨年 5 月に荒川区は景観行政団体となりましたが、行政区をまたがる広域的景観形成について、景観法運用指針では、「広域的な景観形成の取組が、支障なく整合的に行われるよう、関係する景観行政団体が互いに協議し、又は、必要に応じて、関係する地方公共団体の意見を聴く等して、その適切な推進が図られるよう、十分配慮することが望ましい」と定めています。貴区はまだ景観行政団体とはなっていませんが、法の趣旨に沿い、重要な景観の保全に努められますようにお願いします。

つきましては、貴職に対し、日暮里富士見坂からの眺望が取り返しの付かない状況に至る前に、現在生じている事態に対して、緊急に以下のことを行っていただきたく要請いたします。この要請へのご回答は、早急に日暮里富士見坂を守る会宛に頂きたく、よろしくご対応のほど、重ねてお願いします。

要請事項

- 1 [REDACTED]マンションが日暮里富士見坂からの眺望を阻害する可能性を認識し、問題解決までの間、工事の着手の延期を至急要請してください。
- 2 [REDACTED]マンションに関する景観事前協議の再実施を行ない、日暮里富士見坂からの眺望を阻害しない計画への変更を行政指導してください。
- 3 本件と同様に日暮里富士見坂からの眺望に影響を及ぼす文京区内のビスタライン上の建設設計画に十分注意し、日暮里富士見坂からの眺望を阻害するおそれのある場合には、荒川区と連絡調整するとともに、本会にも連絡してください。
- 4 日暮里富士見坂からの眺望が「風景遺産」として継承される可能性を検討するために、本会との話し合いの日時を至急ご設定ください。

この要請書への連絡先

日暮里富士見坂を守る会 <http://fujimizaka.yanesen.org/>
〒116-0013 東京都荒川区西日暮里3-2-5（金子方）
E-mail: fujimizaka@yanesen.com
TEL/FAX 03-3822-3649(中島) 080-6670-0142(山崎)